

ワーキンググループA

(事業番号) A-24

(項目名) 消費安全・製品安全関係業務

(法人名) 国民生活センター

(1) 広報事業

(2) 情報・分析事業

(3) 相談事業

(4) 商品テスト事業

(5) 研修事業

(法人名) 農林水産消費安全技術センター

(6) 食品等関係事業

(法人名) 製品評価技術基盤機構

(7) 製品安全関連業務

評価者のコメント

- 消費者行政の在り方～広報事業、情報分析事業、相談事業、商品テスト事業、研修事業、食品等関係事業、製品安全関連業務
 - 消費者庁のガバナンスがない。消費者庁を中心とした相談業務のうち、指定法人との関係は見直し、コスト縮減を図るべき。
 - 消費者庁としての構造が整理されていない。これを整理し、年次報告しながら3年間で完成する。役割分担を明確にして、長官が責任を持つ。

- 消費者庁の企画立案部門を明確にすることが第一に必要である。
- 国民生活センターの持っている役割のうち、消費者庁と重なる部分を整理、消費者庁は消費者行政の中心として、省庁の壁を越えて有効な対応を行うようにすべき。相談事業は、全相協との関わりを整理すべき。国民生活センターは、将来財団法人となり、独立性を保つべきである。
- 広報は国民生活センターが主で消費者庁が従である。相談→情報分析→商品テスト→フィードバックを3法人が連携を強化して実施すべき。相談窓口は地方のセンターを中心にする。PIO-NETの充実を図る。特にフィードバック機能を拡充。
- 消費者庁との重複を見直す。3独立行政法人の連携強化、重複見直し。相談事業契約の適正化。
- 広報は、国民生活センターが主で、消費者庁は従。商品テストはFAMIC、NITEと速やかな連携が取れるよう整備、国民生活センターから全総協への業務委託は見直し。国民生活センターの在り方を整理することに加えて、消費者庁との関係を早急に構築する。
- 消費者庁と国民生活センターとの間の役割分担を明確にすべきである。国民生活センターのテスト能力の乏しい部分については、NITE、FAMICとの連携により補完する。将来的には消費者団体に移管することも検討すべき。
- 消費者庁、国民生活センターの位置付けと役割を早急に確立し、消費者の相談に的確に応えられる国民生活センター・FAMIC・NITEの十分な連携が必要である。
- 消費者庁のイニシアチブの下で、相談は地方消費生活センターへ一本化し、情報集積ネットワークは一元化、3団体で行っている検査は連携を強化する、広報については、消費者庁又は国民生活センターで実施する。これらについては、消費者庁が全体を効率的にマネジメントすべき。国民生活センターは業務を限定し、今まで担っていた部分を消費者庁に移すなら、体制・利用を検討。ただし、相談などからは撤退を。
- 食品等関連業務については、そもそもFAMICが独立行政法人とされていることについて、どのようなメリットがあるのか、明確でない。「食品警察」ともいべき業務であり、公権力の行使そのもの、あるいはそれに極めて近い。むしろ、国の一部門とした方が合理的ではないか。相談事業には、全国の総相談件数の1%程度のシェアしか占めておらず、必要性が疑わしい。
- 多元的な取組み、他省庁との連携を直ちに進めるべき。その上で消費者庁との役割分担を明確にすべき。消費者庁は、入り口でオペレーション機能を強化し、各省との調整や、情報提供を充実すべき。国民センターは(苦情の段階での)検査を強化すべき。消費者団体との連携、ここから来たデータの迅速な情報公開を行うべき。国だけで行うべきではない。

○商品テスト事業

- 商品テストの役割分担を直ちに明確にすべきである。そのためには、オペレーション機能を高め、相談や疑わしい事例について、どこが担うか振り分けるべし。素早い分析、情報提供を進めるように。
- 一元化によって、事業規模は劇的な縮減を。
- 消費者行政の観点から、FAMIC、NITE等との連携を進めること。
- 国民生活センター、FAMIC、NITEの利用をより積極的に考えるべき。これに関しては、消費者庁の努力が見られないのではないか。
- NITEやFAMICに加え、民間の検査機関と有機的につながり、相談を、より効果的・迅速にテストに結びつける体制を早急に構築する。
- NITE、FAMIC等他機関との連携を早急に制度化する。
- 他の独立行政法人も含め、民間等でも可能なテストは、アウトソースをすべき。
- 当該法人が実施し、事業規模は現状維持。ただし、FAMIC、NITEとの連携を。
- 国民生活センターとFAMIC、NITEとの十分に連携したテストが必要である(消費者の立場に立って、迅速に対応できる体制を作る必要がある。)
- FAMIC、NITEとの連携強化によりテスト能力を補完し、コスト増をすることなしに、効率的なテストの実施を目指して欲しい。テスト事業の結果の消費者行動、企業、行政活動への反映について、フォローアップを行う必要がある。
- 消費者の行動にどういう影響を与えているのか、分析が必要。

○研修事業

- 国が地方に委託する。コスト比較して当該法人がやる方が低ければ、当該法人にやって貰えばよい。
- 相模原は重要案件の研究を。各地での講座は情報提供も含め全相協を始めとする他法人、自治体の実施すべき。
- センターでの研修の廃止を含めた見直しで経費を削減する。
- 利用度が低い相模原施設は廃止・売却をして、WEB研修と出張研修によって、経費節減を図ること。
- 「相模原」不要。

- 研修のレベルを上げることを前提として、関連団体(自治体等)と協議をした上で、研修所を売却することを含め、早急に検討すべき。
- 「縮減」という意味は、自前の研修施設は手仕舞いすべきということである。稼働率から見て、保有し続けていく合理性は疑わしい。
- 相模原研修施設、宿泊施設については、稼働率が低調なので、廃止・売却も念頭において、必要に応じて施設をリースした場合とのコスト比較、検討を行うべきである。
- 将来の予想はともかく、現状の利用状況を考えて、集中するようにする。
- 相模原の施設で実施するのと、他の施設を借りて実施するのと、どちらが効率的・効果的か検討した上で、より良い方向を迅速に打ち出すべき。
- 研修所を廃止するかどうかは、地方への出前研修に切り替えた場合の経費を精査し、方針を出すべき(その前提は、地方と国民生活センターの連携強化と、人材育成がどう強化されるかを考えるべき)。

WGの評価結果

消費者行政の在り方(全般)

消費者庁と国民生活センターの 役割分担、連携の在り方を至急整理

その上で、他の省庁や独法との 横の連携を早急に構築

<対象事業>

- ・ 廃止1名((1)と(3)の事業のみ。他の事業については当該法人が実施し現状維持)
- ・ 当該法人が実施 10名
(事業規模 縮減 4名、現状維持 5名、 拡充 1名)

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 事業主体の一元化 1名
- ・ 特定法人との継続的な取引関係の見直し 2名
- ・ ガバナンスの強化 2名
- ・ その他 1名

商品テスト事業

関係独法や民間検査機関との有機的なつながりを構築し、効果的かつ迅速な商品テストに結びつける体制を早急に整える

<対象事業>

- ・ 国が実施機関を競争的に決定 1名
（事業規模 現状維持 1名）
- ・ 当該法人が実施 11名
（事業規模 縮減 3名、現状維持 6名、拡充 2名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ ガバナンスの強化 1名

研修事業

研修事業(施設)の廃止を含めた見直し

<対象事業>

- ・ 事業の実施は各自治体／民間の判断に任せる 2名
- ・ 国等が実施 1名
（事業規模 縮減 1名）
- ・ 当該法人が実施 9名
（事業規模 縮減 7名、現状維持 1名、拡充 1名）

<見直しを行う場合の内容>

- ・ 不要資産の国庫返納 1名
- ・ 事業主体の一元化 1名

とりまとめコメント

(1)消費者行政の在り方～広報事業、情報分析事業、相談事業、商品テスト事

業、研修事業、食品等関係事業、製品安全関連業務

広報事業、情報分析事業、相談事業、商品テスト事業、研修事業、食品等関係事業、製品安全関連業務と幅広い形で、国民生活センターだけでなく、農林水産消費安全技術センター、製品評価技術基盤機構の話を聞きながら、消費者行政の在り方全般を議論いただいた。

1人の評価者から評価シートは選べないという素直なコメントがあり、シートのあり方は今後検討すべきだが、まず、当該法人が実施し事業規模は縮減が4人、同現状維持が5人、同拡充が1人、広報事業と相談事業は廃止しそれ以外は現状維持とした方が1人であった。コメントでは、消費者庁と国民センターとの連携や役割分担の在り方、つまり、どのような形で消費者行政を国が行っていくのかをまず明確化した上で、経費の削減や拡充をすべきところはするというのが、ほぼ全員の意見である。国において、まず消費者庁と国民生活センターの役割、連携の在り方を整理すべきであり、その上で、他の省庁や他の独法との横の連携を早急に構築すべきということ結論とする。

(2)商品テスト事業

国が実施機関を競争的に決定し事業規模は現状維持が1人、残り11人全員が当該法人が実施するとしており、うち事業規模縮減が3人、同現状維持が6人、同拡充が2人であった。これも同様の意見・コメントに集約されるが、農林水産消費安全技術センター、製品評価技術基盤機構に加え、民間検査機関と有機的なつながりをつくり、効果的かつ迅速に商品テストに結びつける体制を早急に整えるべきということ結論とする。

(3)研修事業

事業の実施を自治体に任せるとしたのが2人、国が実施し事業規模縮減が1人、当該法人が実施し事業規模は縮減が7人、同現状維持が1人、同拡充が1人であった。国民生活センターが研修施設を維持する必要はないとする方が多数である。国民生活センターでの研修事業の廃止を含めた見直しということ結論とする。